

○ 電力債運用に際しての自主ルール

総額の規制

- ・電力債の購入は、年度運用計画に基づく社債券購入予定額の50%以内（但し、初年度となる平成13年度受入分については、25%以内）
- ・電力債の保有残高は、全債券保有残高の10%以内
- ・同一の電力会社が発行する社債券で運用する積立金の額は、社債券で運用する積立金の総額の100分の20を超えない

○2023運用年度（2023年3月～2024年2月） 電力債は購入していない。

○2023年度末 電力債の保有残高はない。

○電力債のうち、原子力発電所を保有していない電力会社は上記の対象外とする。